

令和6年三浦市消防団歳末火災特別警戒実施計画

1 目 的

本市消防機関の警戒・警備体制強化により、市民の防災意識の向上を図るとともに、火災被害の防止を図ることを目的とする。

2 期 間

令和6年12月25日(水)～12月31日(火)

※各日巡回広報活動を実施する場合は21時までとする。

3 実施区域

市内全域

4 実施事項

(1) 立看板の掲出

各消防団詰所に「歳末火災特別警戒実施中」の立看板を掲出する。

(2) 防火広報

ア 消防車による巡回広報

各分団は、管轄区域内の巡回広報活動を実施し、火災の早期発見及び防止に努める。

イ ホームページへの掲載

市ホームページへ消防団が巡回広報活動を実施する旨を掲載し、住宅防火意識の高揚を図る。

(3) 初動体制の強化

ア 消防団1号警戒

本団及び各分団は、12月25日(水)から12月26日(木)まで及び12月28日(土)から12月31日(火)までの期間を消防団1号警戒体制とし、機関員は車両・小型ポンプ等の始動点検を実施する。

イ 消防団2号警戒

本団及び各分団は、12月27日(金)については、三浦消防署へ参集し特別慰労巡視を実施する。その後、各分団は1隊(2拠点ある分団は2隊)を編成し、管内の巡回広報活動を実施し、1号警戒に移行する。※21時以降は広報活動を実施しない。

(4) 特別慰労巡視

ア 日時

令和6年12月27日(金) 19時00分開始(消防団集合18時20分)

イ 場所

三浦消防署庁舎裏 ※雨天時：三浦消防署4階 第1・2・3会議室

ウ 巡視者

三浦市長、三浦市議会議長

(5) 詰所巡回

令和3年度まで実施していた特別慰労巡視後の本団員等による詰所巡回は、消防団2号警戒を21時までとしたことにより本年も実施しない。